

## 第2号議案

### リプレース対象廃止計画のリプレース該当性判断及び公表について (案)

発電事業者から提出された以下の供給計画において、別紙1のとおり、設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条に基づき確認を行った結果、案件1はリプレースに該当、案件2はリプレースに該当しないと判断し、案件1についてリプレース対象廃止計画を公表する。

#### 1. リプレース対象廃止計画

##### 案件1

供給計画を提出した発電事業者：東京電力ホールディングス株式会社  
供給計画届出日：2019年9月30日  
廃止する発電設備：福島第二原子力発電所1、2、3、4号機  
廃止する発電設備の最大受電電力：430万9千キロワット  
廃止時期：2019年9月

##### 案件2

供給計画を提出した発電事業者：JFEスチール株式会社  
供給計画届出日：2019年10月2日  
廃止する発電設備：扇島火力発電所1号機（設備容量：13万5千キロワット）  
廃止する発電設備の最大受電電力：3万キロワット  
廃止時期：2019年11月

#### 2. リプレース該当性判断結果

##### 案件1

当該案件はリプレースに該当する

##### 案件2

当該案件はリプレースに該当しない

#### 3. 判断の根拠

##### 案件1

業務規程第90条第1項第1号、2号、3号いずれにも該当するため  
(リプレース対象事業者から、別紙2のとおり、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)があり、第一電気所が同一となる地域で発電設備の建替えを予定していることが認められた。また、別紙3のとおり、新設発電設備の最大受電電力が既存の連系可能量の範囲を超える計画であることを確認した。)

##### 案件2

業務規程第90条第1項第1号に該当しないため

#### 4. 公表内容（案）

令和元年10月24日  
電力広域的運営推進機関

##### リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表について

本機関は、発電事業者から設備容量が10万kW以上の発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を受けたため、業務規程第90条に基づきリプレース該当性判断を実施した結果、リプレースに該当すると判断しましたので、下記のとおり当該廃止計画を公表いたします。

今後、業務規程第91条（リプレース案件系統連系募集プロセスの開始）に基づき、本機関において、当該発電設備が連系する系統における連系希望の募集を行うこととなりますので、連系を希望する事業者は募集情報の公表をお待ちください。

##### 記

1. 供給計画を提出した発電事業者：東京電力ホールディングス株式会社
2. 供給計画届出日：2019年9月30日
3. 廃止する発電設備：福島第二原子力発電所1、2、3、4号機
4. 廃止する発電設備の最大受電電力：430万9千キロワット
5. 廃止時期：2019年9月

以上

##### 【添付資料】

別紙1：供給計画の抜粋（発電設備等の廃止計画記載部分）

別紙2：送配電等業務指針第125条に基づく報告（東京電力ホールディングス株式会社）

別紙3：業務規程第90条第1項第2号の確認結果

※別紙1～3は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）に基づき、外部秘（非公表）とする。

## 【参考】業務規程第90条

(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)

第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する（以下「リプレース」という。）か否かの判断（以下「リプレース該当性判断」という。）を行う。

- 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること
- 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。

三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。

ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。但し、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。

イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。

2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレース該当性判断のために必要な事項について確認を行う。

3 本機関は、第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。

- 一 リプレース対象事業者から提出される供給計画
- 二 前項の確認結果の内容
- 三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容
- 四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項

4 本機関は、リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表する。

送配電等業務指針第125条

(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)

第125条 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、その旨を本機関に報告しなければならない。